

国土交通省住宅局

○居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行については、平成 29 年 10 月 25 日付け事務連絡（関連資料 1）においてお示ししたところであるが、障害者を含む住宅確保要配慮者への居住支援については、国のみならず各地方自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施する必要がある。

障害福祉担当部局（課）においても、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 25 日

都 道 府 県
各 政 令 市 障害福祉担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
に基づく居住支援との連携について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、本日施行されたところである。

改正法においては、住宅セーフティネット機能を強化するため、一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度に加え、住宅確保要配慮者の住宅相談や入居中の生活支援などの居住支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が創設された。

福祉行政が対象とする高齢者、障害者、生活困窮者等においても、住まいの確保に困難を伴う者が多く、居住支援の取組の強化が必要となっている。改正法に基づく制度を効果的に活用していくためにも、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る地方公共団体の福祉部局や、入居中の生活支援を行う福祉関係団体の役割が極めて重要となる。

このため、都道府県及び市区町村の障害福祉部局におかれては、以下のような取組を行うことにより、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

- (1) 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる居住支援協議会について、市区町村の協議会の設立や既に設立された居住支援協議会の活動の充実に向けて、積極的に参加すること
- (2) 地方公共団体の福祉部局において、住宅要配慮者を把握した場合など、新たな住宅セーフティネット制度について周知するとともに、その窓口である住宅部局に案内するなど、連携して制度の活用に努めること
- (3) 居住支援協議会等の場も活用し、福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズを住宅部局との間で共有するとともに、住まいを必要とする者の情報を住宅部局に提供するなど、協力して住宅の確保に努めること
- (4) 地域の社会福祉法人や非営利活動法人等に対して居住支援法人への指定の申請や居住支援協議会への参画を働きかけるとともに、居住支援法人の指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦等に協力すること
- (5) 指定を受けた居住支援法人との積極的な連携を図ること

居住に課題を抱える人(住宅確保要配慮者)に対する居住支援について

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困窮者地域居住支援事業】

地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。 ※30年度から予算事業として実施。31年度からは困窮法の一部生活支援事業として実施を目指す(法改正事項)

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、支援員が定期的に居室を訪問して日常生活における課題を確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。

※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者などの住宅確保要配慮者の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

【障害者】地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

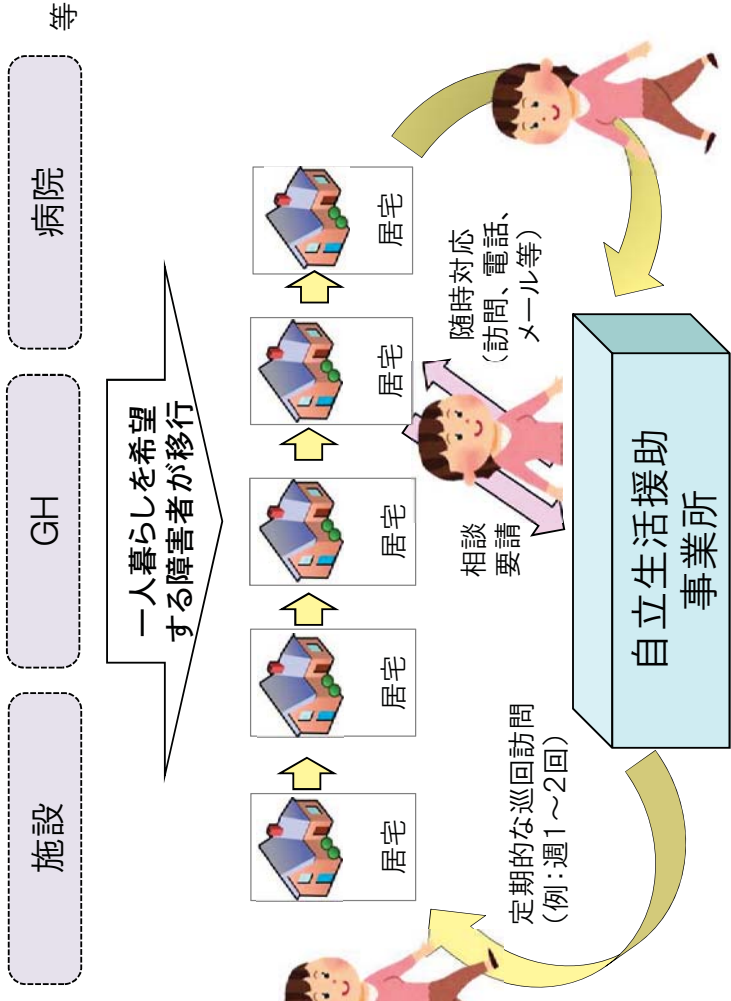
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが行われてきたが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。平成30年4月1日施行。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居室を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 利用期間は原則として1年間



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
 （全国：1,718市町村、352 圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
 + 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

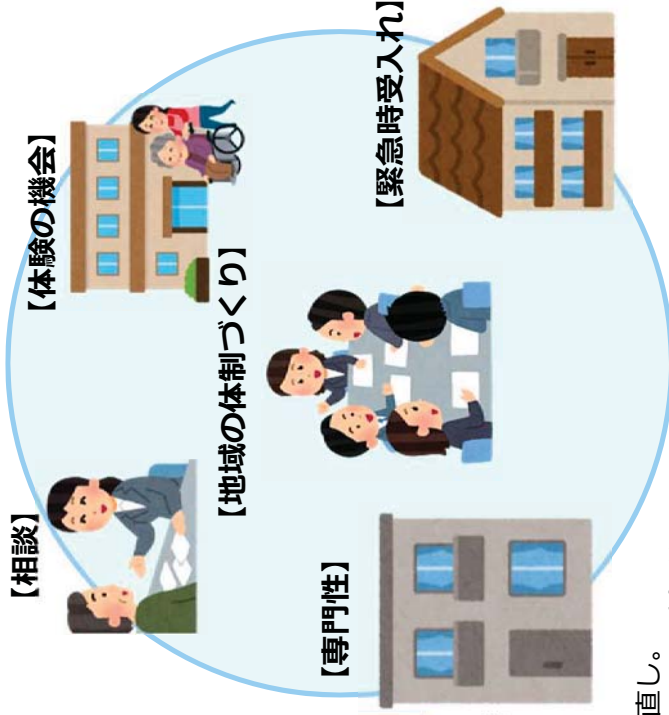
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



障害者に関する居住支援策に係る研究事業について

事業名	障害者の住まいに関する調査研究 (平成29年度障害者総合福祉推進事業)
実施自治体	東京都杉並区
調査研究内容	<p>1 <u>区内障害者グループホームの現状把握と課題の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 既存の区内グループホームの現状把握（入居者の実態や施設の現況など）○ 設立の経緯、建設時の課題など（建築・改修等の内容、運営法人の選定、補助金使用の有無など）○ コーディネート機能の確立に向けた課題整理 <p>2 <u>既存の住宅を活用したグループホーム等の整備促進に向けた事例研究</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 既存の住宅を活用し、グループホーム等を整備する際の課題となる事項について、現状の把握と課題整理を行う。 <p>3 <u>障害者の民間賃貸住宅の利用拡大に向けた課題整理</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 障害者が民間賃貸住宅を利用する際の困難事例（入居・更新、保証人の確保など）や、不動産業者やオーナーが不安に感じている事項など、利用拡大に障壁となっている課題を明らかにし、現状の把握と課題整理を行う
実施予定期間	平成29年8月1日から平成30年3月31日まで
今後の予定	平成30年度内に、障害者がグループホームへの入居を検討する場合や運営法人がグループホームを整備する場合の「マニュアル・手引き」、障害者が民間賃貸住宅を利用する際の課題の「事例研究」等を取りまとめた報告書を作成し、周知する

新たな住宅セーフティネット制度の仕組み

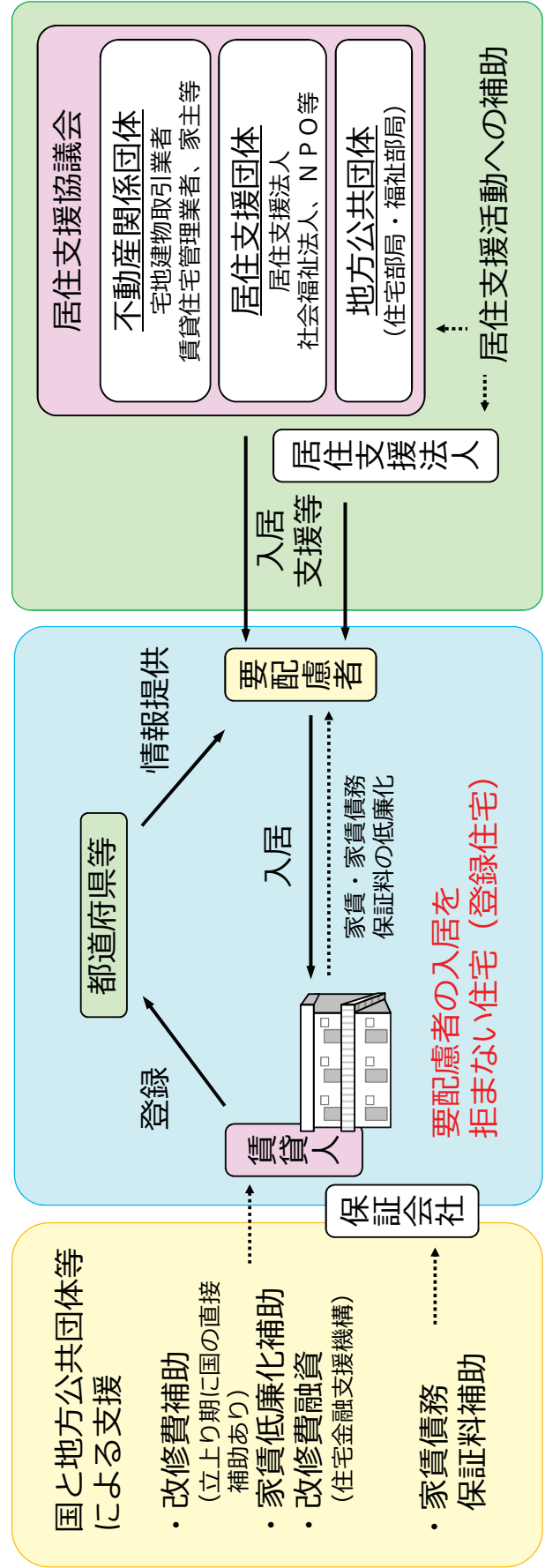
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（要配慮者の範囲と登録基準）

住宅確保要配慮者の範囲

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
（発災後3年以上経過）
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGB T、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えらえる。

住宅の登録基準

- 規模
 - ・ 床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
- 構造・設備
 - ・ 耐震性を有すること
 - ・ 一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失わないこと
 - 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

共同居住型住宅の基準

- 住宅全体
 - ・ 住宅全体の面積 $15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上（N:居住人数、 $N \geq 2$ ）
- 専用居室
 - ・ 専用居室の入居者は1人とする
 - ・ 専用居室の面積 9 m^2 以上（造り付けの収納の面積を含む）
- 共用部分
 - ・ 共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワールームを設ける
 - ・ 便所、洗面、浴室又はシャワールームは、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

専用住宅の改修・入居への経済的支援制度（支援措置の概要と活用例）

支援措置の概要

1. 専用住宅等の改修に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

① 専用住宅に対する改修費補助【予算】

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国 1 / 3 （制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 （地方公共団体が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準（特に補助金）について一定要件あり

②（独）住宅金融支援機構による登録住宅に対する改良資金融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

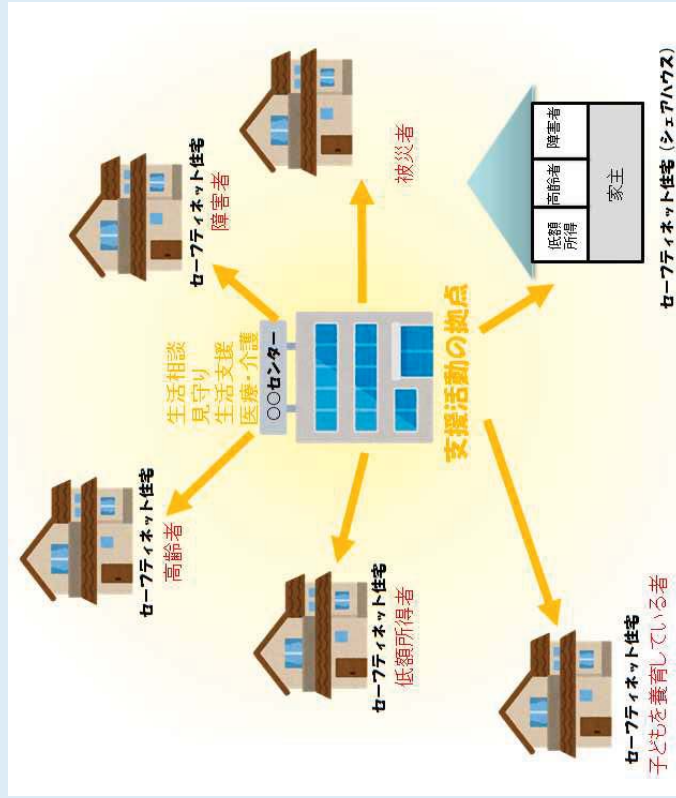
（専用の住宅として登録された住宅の場合）

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 ② 入居時の家賃債務保証料 （国費上限 2 万円 / 月・戸）（国費上限 3 万円 / 戸）
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2（地方が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

セーフティネット住宅を活用したまちづくり例

まちなか

ごちゃまぜ



< 専用の登録住宅改修補助 >

- ・1/3補助
- ・上限100万円×室数

※改修後、専用住宅として、10年間に以上使用が条件

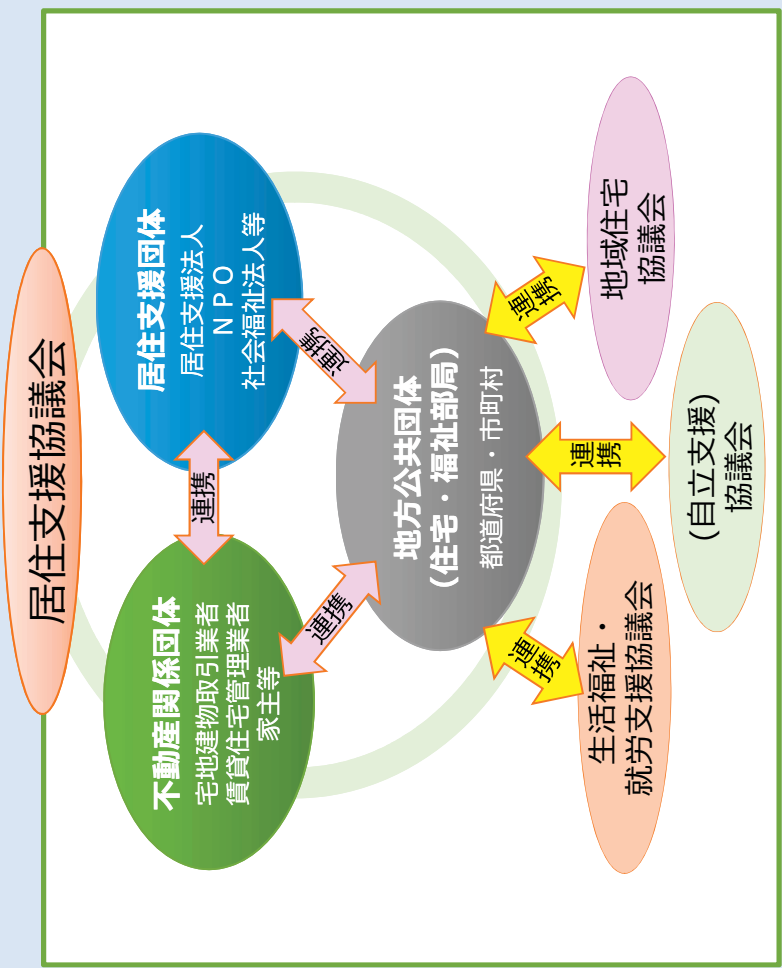
< 補助対象 >

- ・調査・設計
- ・バリアフリー化工事
- ・耐震化工事
- ・用途変更に伴う工事
（スプリングクラー工事を含む）

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援（居住支援協議会と居住支援法人の概要）

居住支援協議会の概要

- 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立
- 要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施
- 平成29年12月末現在69協議会が設立（47都道府県、22区市町）



居住支援法人の概要

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に付帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

支援措置

居住支援協議会や居住支援法人が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組を支援〔H30年度予算案〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数（定額補助、補助限度額 1,000万円）

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進（賃貸住宅の登録促進、代理納付（住宅扶助）の推進の手続等）
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・居住支援協議会の設置促進（住宅サイド、福祉サイド共通のプラットフォームづくり）
 - ・居住支援法人の指定促進（特に福祉サイドでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ）

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省 社会・援護局長、社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局 保護課長、地域福祉課長、地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長、障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長、老健局 高齢者支援課長
子ども家庭局長、子ども家庭局 家庭福祉課長、家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

国土交通省 住宅局長、住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
土地・建設産業局長、土地・建設産業局 不動産業課長

開催状況

- 第1回連絡協議会（平成28年12月22日）
 - ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・施策の現状・課題等について両省より報告等
- 第2回連絡協議会（平成29年2月27日）
- 第3回連絡協議会（平成29年6月29日）
- 第4回連絡協議会（平成29年11月8日）

農林水産省農村振興局

農福連携について

農林水産省農村振興局都市農村交流課

農福連携について

農林水産省における農福連携の支援施策としては、平成29年度より「農山漁村振興交付金」において「農福連携対策」として支援を行っているところ。

平成30年度についても、「2. 農山漁村交流対策」の中で、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組に対する「農福連携対策」として、引き続き支援を行う。

平成30年度は、平成29年度の支援内容と同様に、福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組への支援を行うこととしている。

具体的な拡充内容としては、障害者が作業内容を理解するための手順の図化や独自の作業マニュアルを作成する取組に係る経費への支援や、障害者が農作業などを行う上で安全性の確保や衛生管理のために必要となる施設整備への支援となっている。

農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク（協議会）を、地方農政局等の単位で設立している。

平成26年（第1回選定）からスタートした「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」は、平成29年選定（第4回選定）として、女性や高齢者、障害者が活躍している優良事例であるアクティブ賞に、「社会福祉法人 ころん」（福島県泉崎村）が選定されている。

この他に、「木更津市観光ブルーベリー園協議会」（千葉県木更津市）、「特定非営利活動法人 愛和報恩会」（富山県富山市）、「特定非営利活動法人 ピアファーム」（福井県あわら市）の3団体も農福連携に関わる医療・福祉の取組事例として、選定されている。

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
（交付率：定額、1/2等）

お問い合わせ先：
1 に関する事
農山漁村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
2 に関する事
農山漁村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
3 に関する事
農山漁村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

農林水産省における農福連携の支援制度(30年度)

従来の福祉農園(附带施設含む)及び加工・販売施設の整備や農産物の生産・加工技術等の習得に必要な技術支援等に加え、障害者が農作業等に取り組む場合に必要となる衛生設備、安全設備の整備や、分業体制の構築、作業内容を理解するためのマニュアル作成等を支援します。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 農山漁村交流対策 農福連携対策	(※下線部は、平成30年度の拡充内容)		
○農福連携整備事業 (ハード)	障害者等の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園等の福祉農園又は、それらの附带施設(休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、 <u>衛生設備、安全設備等</u>)の整備、及び福祉農園で生産する農産物の加工又は販売を行う施設の整備。 農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設(休憩所、作業場、更衣室、 <u>衛生設備、安全設備等</u>)の整備。	1/2以内	地域協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等
○農福連携支援事業 (ソフト)	福祉農園での農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに <u>分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</u> 。 障害者の受け入れに当たっての農作業等の支援サポーター育成・派遣、就農等を希望する障害者に対する農業経営体における研修並びに <u>分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</u> 。	定額	同上
○普及啓発等推進対策事業	農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組並びに農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等(全国対策)。	定額	社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等



福祉農園(水耕栽培)



福祉農園(玉ねぎ収穫)



農産物加工



附带施設(資材置き場)

(参考) 地方ブロック毎のネットワーク

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

事務局: 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL: 03-3502-5948

北海道地域の農福連携推進ネットワーク

(対象地域: 北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL: 011-330-8801(内線211,212,213)

東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/network/syrou_net.html

事務局: 東北農政局農村振興部農村計画課 TEL: 022-263-1111(内線4125,4065)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局農村振興部農村計画課 TEL: 048-600-0600(内線3402,3407)

北陸障がい者就農促進ネットワーク

(対象地域: 新潟県、富山県、石川県、福井県)

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

事務局: 北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL: 076-263-2161(内線3425)

東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/shogai/index.html>

事務局: 東海農政局農村振興部農村計画課 TEL: 052-201-7271(内線2522,2519)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

事務局: 近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL: 075-451-9161(内線2417,2421)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局: 中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL: 086-224-4511(内線2522,2521)

九州地域農福連携促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku1.html>

事務局: 九州農政局農村振興部農村計画課 TEL: 096-211-9111(内線4616,4611)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/nousin/016729.html>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-0031(内線83323,83336)

「デイスカバー農山漁村の宝」の概要

趣旨

「デイスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信するもの

対象となる取組

- 美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承
- 幅広い分野・地域との連携による農林水産業・農山漁村の再生
- 国内外の新たな需要に即した農林水産業の実現

選定証授与式・交流会

選定地区の代表者を首相官邸に招いて選定証を授与し、内閣総理大臣、農林水産大臣等からの直接の激励や地域リーダー同士の交流を行う。

(参考) 選定証授与式・交流会 (平成29年11月22日に開催)



内閣総理大臣による激励・意見交換



齋藤農林水産大臣からの特別賞の贈呈

有識者懇談会委員

- | | |
|----------|----------------------|
| あん・まくだなど | 上智大学大学院教授、慶應義塾大学特任教授 |
| 今村 司 | 日本テレビ放送網(株) 事業局長 |
| 織作 峰子 | 大阪芸術大学教授、写真家 |
| 田中 里沙 | 事業構想大学院大学学長 |
| 永島 敏行 | 俳優、(有)青空市場 代表取締役 |
| 林 良博(座長) | 国立科学博物館館長 |
| 藤井 大介 | (株)大田原ツーリズム代表取締役社長 |
| 三國 清三 | オテル・ドウ・ミクニ オナーシェフ |
| 向笠 千恵子 | フードジャーナリスト、食文化研究家 |
| 横石 知二 | (株)いろいろり 代表取締役社長 |
- (五十音順、敬称略)

ロゴマーク



農山漁村の原風景をモチーフに、知恵と工夫で地域の特色を生かした地域住民の絆、たゆまぬ向上心、やさしい手、温かい手づくりで支えるパワーが、キラリと光る「農山漁村(むら)の宝」として輝きを増している様子を表しています。

(製作者：松岡 英男 様 (グラフィックデザイナー))

グランプリ及び特別賞について（第4回選定）

グランプリ及び特別賞の決定

平成26年（第1回選定）からスタートした「ディスカバー農山漁村の宝」は、平成29年選定（第4回選定）として、本年6月中旬から約3ヶ月間公募し、合計844件の応募の中から31地区を選定。第4回選定においては、選定された31地区の中からさらにグランプリ及び特別賞（フレンドシップ賞、ジビエグルメ賞、チャレンジ賞、アクティブ賞、プロデュース賞）を決定

グランプリ

各ブロック1位（9地区）のうち、最も
優良な事例

<NPO法人 ASO田園空間博物館>

道の駅に多言語対応可能な観光窓口を設置し、訪れた外国人旅行者は、平成27年までの4ヶ年で、約1,800人から約2,900人に増加



フレンドシップ賞

インバウンドに対応した農泊に取り組み
優良事例

<大歩危・祖谷いってみる会>

香港やシンガポールの裕福層の誘客に取り組み、外国人宿泊者数は、直近5ヶ年で約2千人から約1万5千人に増加



ジビエグルメ賞

捕獲鳥獣をジビエ等に有効活用している
優良事例

<古座川ジビエ振興協議会>

ジビエ料理の普及のため、地元小中学校の給食でジビエ料理を提供するとともに、シカ肉を活用した「里山ジビエバーガー」を開発し、年間3万個を販売



チャレンジ賞

輸出に取り組み優良事例

<有限会社 飛騨山椒>

高齢者による山椒収穫と女性による商品開発に取り組み、フランスの商談会等への出席により、平成29年の輸出額は約2百万円となる見込み



アクティブ賞

女性や高齢者、障害者が活躍している
優良事例

<社会福祉法人 ころん>

障がい者の社会参加、就業支援のため地域の農産物や加工品を販売する直売所を運営し、直近5ヶ年で売上が約2千万円から約5千8百万円と約3倍に増加



プロデュース賞

6次産業化の推進に取り組み優良事例

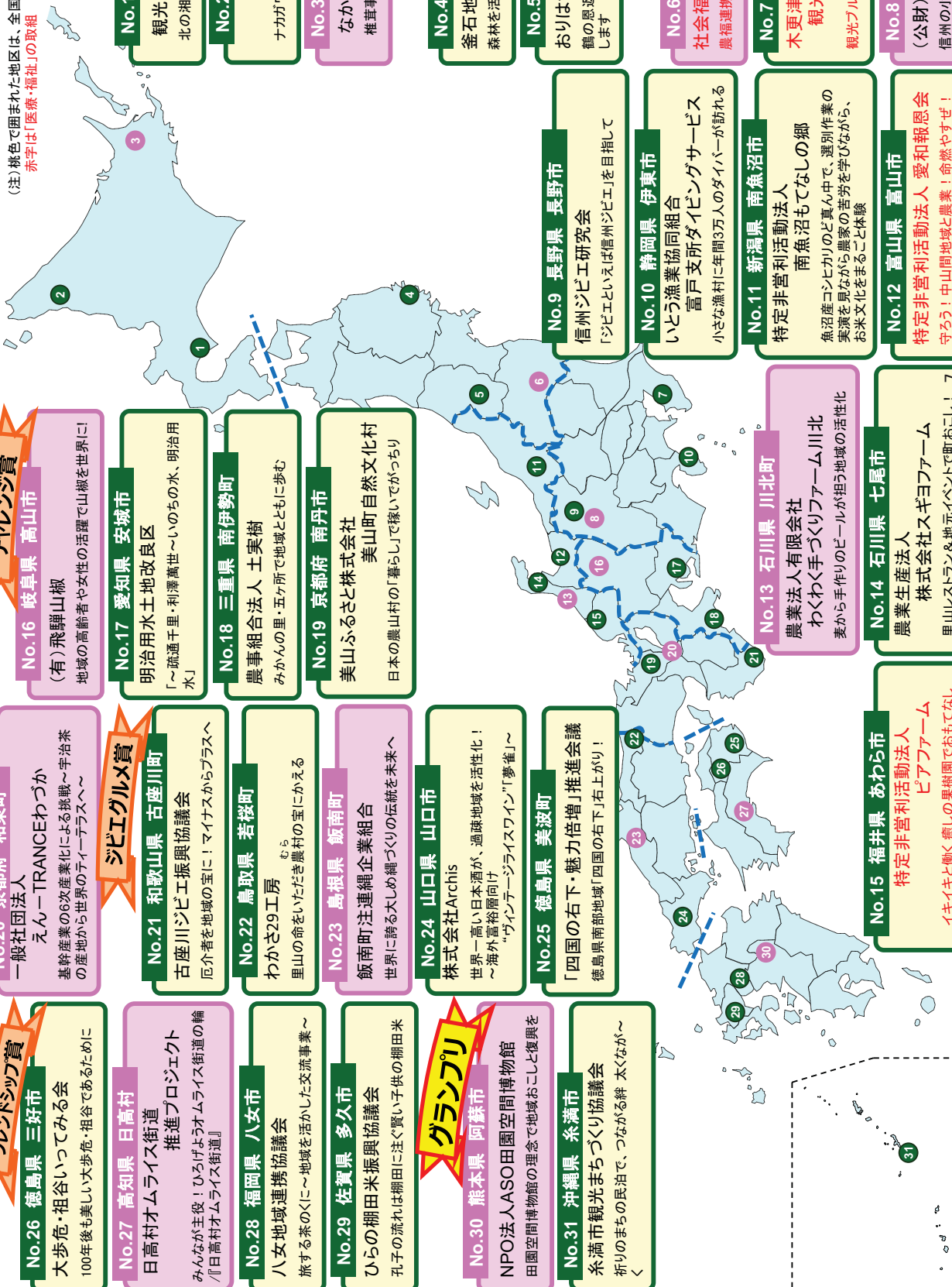
<釜石地方森林組合>

東日本大震災をきっかけに、他業種との連携による新たな木製品を開発し、直近2ヶ年で売上が約4百万円から約6百万円に増加



「デイスカパー農山漁村の宝」(第4回選定) 選定地区一覽

(注) 桃色で囲まれた地区は、全国の各ブロックで評価が最も高かった地区
赤字は「医療・福祉」の取組



フレンドシップ賞
No.26 徳島県 三好市
大歩危・祖谷いってみる会
100年後も美しい大歩危・祖谷であるために

一般社団法人
No.20 京都府 和束町
えん-TRANCEわづか
基礎産業の6次産業化による挑戦～宇治茶の産地から世界のティーハウスへ～

チャレンジ賞
No.16 岐阜県 高山市
(有)飛騨山椒
地域の高齢者や女性の活躍で山椒を世界に!

プロデュース賞
No.27 高知県 日高村
日高村オムライス街道
推進プロジェクト
みんなが主役!ひろげようオムライス街道の輪『日高村オムライス街道』

ジエグلم賞
No.21 和歌山県 古座川町
古座川ジエグム振興協議会
厄介者を地域の宝に!マイナスからプラスへ

明治用水土地改良区
No.17 愛知県 安城市
「～疏通千里・利澤萬世～いのちの水、明治用水」

八女地域連携協議会
No.28 福岡県 八女市
八女地域連携協議会
旅する茶のくに～地域を活かした交流事業～

鳥取県 若桜町
No.22 鳥取県 若桜町
わかさ29工房
里山の命をいっただき農家の宝にかえる

農事組合法人 土実樹
No.18 三重県 南伊勢町
みかんの里・五ヶ所地域とともに歩む

NPO法人ASO田園空間博物館
No.31 沖縄県 糸満市
糸満市観光まちづくり協議会
祈りのまちの民泊で、つながる絆 太くなが～

徳島県 美波町
No.25 徳島県 美波町
「四国の右下・魅力倍増」推進会議
徳島県南部地域「四国の右下」右上がり!

美山ふるさと株式会社
No.19 京都府 南丹市
美山町 自然文化村
日本の農山村の「暮らし」で稼いでがっちり

熊本県 阿蘇市
No.30 熊本県 阿蘇市
NPO法人ASO田園空間博物館
田園空間博物館の理念で地域おこしと復興を

山口県 山口市
No.24 山口県 山口市
株式会社Archis
世界一高い日本酒が、過疎地域を活性化!
～海外富裕層向け「ヴァンテージライスイワイン」『夢雀』～

美山ふるさと株式会社
No.19 京都府 南丹市
美山町 自然文化村
日本の農山村の「暮らし」で稼いでがっちり

岩手県 釜石市
No.4 岩手県 釜石市
釜石地方森林組合
森林を活用した震災復興と地域貢献!

山形県 南陽市
No.5 山形県 南陽市
おりはた環境保全協議会
鶴の恩返し。の里から日本一のお米をお届けします

信州ジビエ研究会
No.9 長野県 長野市
信州ジビエ研究会
「ジビエといえば信州ジビエ」を指して

福井県 あわら市
No.15 福井県 あわら市
特定非営利活動法人
ピアファーム
イキイキと働く癒しの果樹園でおもてなし

石川県 川北町
No.13 石川県 川北町
農業法人有限会社
わくわく手づくりファーム川北
麦から手作りのビールが誇る地域の活性化

特定非営利活動法人
No.11 新潟県 南魚沼市
特定非営利活動法人
南魚沼もてなしの郷
魚沼産コシヒカリのど真ん中で、選別作業の美演を見ながら農家の苦勞を学びながら、お米文化をまらること体験

千葉県 木更津市
No.7 千葉県 木更津市
木更津市
観光ブルーベリー園協議会
観光ブルーベリーが創るあたらしい真里谷

長野県 富山県
No.12 富山県 富山市
特定非営利活動法人 愛和報恩会
守ろう!中山間地域と農業!命燃やすぜ!

長野県 生坂村
No.8 長野県 生坂村
(公財)生坂村農業公社
信州の小さな村が皆で取り組む元氣な農業



6次産業化

医療・福祉

復興

いずみぎきむら
福島県 泉崎村



アクティブ賞

No.6 社会福祉法人 こころん

農福連携～地域と共に生きる

直売所こころや



養鶏場で採卵した鶏卵



仮設住宅への移動販売

概要

- 障がい者の社会参加、就業支援のため、地域の農産物や加工品を販売する直売所を運営。
- 耕作放棄地を再生利用し、無農薬、無化学肥料で農産物を栽培。
- 継続できなくなった養鶏場を引き継ぎ鶏卵養鶏を実施。
- 高齢化が進む団地や東日本大震災の仮設住宅へ野菜や加工品を移動販売。

成果

- 直売所の売上は、約2,000万円から約5,800万円に増加（H24-H28）。
- 売上増加により、工賃も向上し、障がい者の経済的自立に寄与。
- 自家生産の農産物の売上は、約120万円から約330万円に増加（H24-H28）。
- 障がい者への理解が進み、利用者が地域にとけこむことができた。

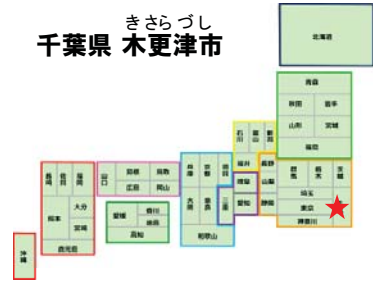


自然・景観

医療・福祉

女性の活躍

きさらづし
千葉県 木更津市



きさらづし No.7 木更津市観光ブルーベリー園協議会

むら 観光ブルーベリーが創るあたらしい真里谷

様々な加工品の開発・販売



きれいに整備された農園



障がい者が活躍する観光農園



概要

- 全農園が統一した無農薬、有機肥料中心のブルーベリー栽培方法を採用。
- 女性の視点による加工品の開発やカフェの開店などに取り組む。
- 障がい者の自立した生活実現のため、20名の障がい者を雇用。
- 観光農園だけでなく、景観美化などの地域づくりに取り組む。

成果

- 会員農園が5園から10園に増加（H19-H28）。
- 来園者は、約4,800人から約12,000人に増加（H22-H28）。
- 加工品の売上は、約1,000万円から約1,900万円に増加（H24-H28）。
- 駅や小学校にもブルーベリーが植栽され、地域づくりに貢献。



6次産業化

医療・福祉

中山間地域の発展

とやまし
富山県 富山市



No.12 特定非営利活動法人 愛和報恩会

守ろう！中山間地域と農業！命燃やすぜ！

製造した加工品の移動販売



収穫したコシヒカリでおだんごの製造



収穫した野菜の選別作業



概要

- 中山間地域の担い手がない畑や水田を障がい者の力で耕作。
- 製造した加工品の移動販売車での販売や、高齢者宅への弁当宅配を実施。
- 地元和紙製造所と連携して^{こうぞ}楮和紙の復活に取り組む。
- 国内外の被災地等への支援に取り組む。

成果

- 農村地域社会の維持に貢献。
- 耕作面積は、4.0haから5.5haに増加（H25-H28）。
- 農産物や加工品などの売上は、約2,100万円から約2,400万円に増加（H25-H28）。
- 農業や被災地支援が障がい者の生きがいに繋がっている。

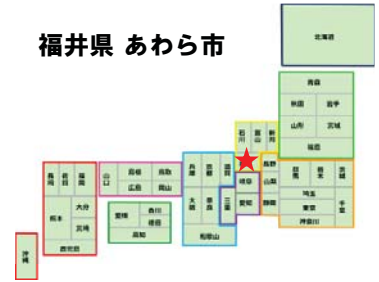


6次産業化

地産地消

医療・福祉

福井県 あわら市



No.15 特定非営利活動法人 ピアファーム

イキイキと働く 癒やしの果樹園でおもてなし

耕作放棄地の開墾作業



梨の栽培、収穫をするメンバーとスタッフ



6次化商品の梨ジュースが好評

概要

- 耕作放棄地や廃園した梨園を、障がい者の就業の場として、果樹を栽培。
- 引退した農園主の指導の下で栽培。ジュース等への加工も実施。
- 直売所を開設し、生産した農作物、加工品のほか、契約した農家の農産物も販売。
- ブドウ農園での摘み取り体験を開始し、外国人旅行者も受入れ。

成果

- 生産した農作物の売上は、約1,600万円から約2,200万円に増加（H24-H28）。
- 直売所の売上は、約2,500万円から約2.1億円に増加（H24-H28）。
- 障がい者の取組が、耕作放棄地の再生や地域の活性化に貢献。

内閣府成年後見制度利用促進担当室

1. 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（内閣府）

（内閣府から厚生労働省への事務移管等について）

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行に伴い、内閣府において、関係行政機関（促進法上、法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいうとされる）及び裁判所を含めた関係機関と緊密な連携をとりつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、総合的な取組を推進しているところである。また、促進法第23条第1項に基づき、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

平成29年度現在、内閣府が担っている事務は、促進法の附則に基づき、平成30年度より厚生労働省へ移管されることになる。具体的には、平成30年4月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しつつ、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備することとしている。

（国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について）

国の基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」ことが施策目標として掲げられている（基本計画p.4参照）。この目標を達成するためには、すべての市町村において、

○必要に応じ市町村圏域を超えた広域対応も視野に入れつつ、権利擁護支援のニーズを把握し成年後見制度の利用が必要な人を確実にその利用につなげる地域連携ネットワーク・中核機関の整備 及び

○そのニーズに対応する観点から、市民後見人・法人後見の担い手等の育成等の施策を推進することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度においては、地方交付税措置として、市町村の計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う

中核的な実施機関の運営に要する費用に当てていただくための成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内の調整が進められており、各自治体においては、上記取組を本格化することが強く求められることとなる。

上記の財政的な支援措置の調整に加え、国としては、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度厚生労働省老健局の老人保健健康増進等事業において、全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（仮称）を検討してきたところであり、作成でき次第、公表される予定である。

(基本計画における都道府県の役割について)

中核機関や地域連携ネットワークの整備は、国の基本計画上は市町村の業務と位置づけられているが、これらの業務は都道府県を基本単位とする家庭裁判所や司法・福祉の専門職団体との密接な連携の下進める必要があること等から（基本計画p.22参照）、促進法第24条（都道府県の講ずる措置）を踏まえ、都道府県による援助が非常に重要である。

国の基本計画においても、都道府県は、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、

○各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する

○特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める

○各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う

○都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

などの対応が求められているところである（基本計画p.22参照）が、促進法施行後、都道府県としての取組には大きな差がみられるところである。

(都道府県における当面の取組について(平成30年度における施策推進に向けて))

当面、都道府県におかれては、上述した平成29年度及び平成30年度における国の動きに即応し、平成30年度において各市町村における取組が着実に推進されるよう、以下の取組を進めていただくようお願いする。

①都道府県内・市町村内における施策推進体制等の整備

都道府県内における施策取りまとめ・各事業推進の役割分担等が未だ決まっていない都道府県にあつては、速やかに、施策取りまとめ等の役割分担（施策推進体制）を決定いただきたい。

また、各都道府県下の市町村に対しても、早期に各市町村内における役割分担を調整し、施策推進体制を整備するよう、ご指導をお願いしたい。

②中核機関の設置に向けた市町村の取組の側面支援

上述した国の財政措置及び技術的支援（「手引き」）を踏まえ、各都道府県下の市町村に対し、できる限り速やかに中核機関の設置の方針（市町村直営か委託か、市町村単独設置を目指すか複数市町村による共同設置を目指すか等）につき検討を進めるよう、ご指導をお願いしたい。

なお、中核機関設置準備会の運営費用等についても、厚生労働省老健局の補助事業（認知症総合戦略推進事業）において補助対象とされているので、了知ありたい。

また、複数市町村による共同設置を目指す市町村に対しては、上述の「手引き」も参考に、また家庭裁判所の管轄をも考慮しつつ、近隣自治体間の調整が円滑に進むよう、必要な助言等をお願いしたい。

③都道府県下における施策推進状況の把握等

各都道府県におかれては、都道府県下の市町村の施策の推進状況を継続的に把握・評価するとともに、都道府県を基本単位とする司法関係機関・専門職団体・社会福祉協議会等との連携推進を含め、都道府県下の施策の着実な推進に配慮いただき、必要に応じ、国に報告・相談いただくようお願いしたい。

国としては、基本計画（平成29年度から平成33年度まで）中間年度である平成31年度に課題の整理・検討を行うこととしており（基本計画p.7参照）、平成

30年度における各都道府県内の施策の進捗状況及び都道府県としての取組についても、必要な調査等を行っていく考えであり、ご協力をお願いしたい。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間で念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
- 基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 ー 制度開始時・開始後に
 おける身上保護の充実ー

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

○ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

- ・ 「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
- ・ 「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)

➡ 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。

◎ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ・ 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・ 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・ 利用促進(マッチング)機能
- ・ 後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・ 不正防止効果

◎ 中核機関の設置・運営形態

- ・ 設置の区域: 市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・ 設置の主体: 市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・ 運営の主体: 市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※ 専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 — 安心してできる環境整備 —</p>	<p>○ 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（預貯金の適切な管理、私戻方法等）を検討する。</p> <p>○ 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。</p> <p>○ 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。</p> <p>○ 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。</p> <p>○ 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。（例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い）</p> <p>○ 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</p>
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<p>○ 市町村の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等</p> <p>○ 都道府県の役割：広域的見地からの市町村の支援等</p> <p>○ 国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体（福祉関係者団体・法律関係者団体）の積極的な協力が重要</p>
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<p>○ 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。</p>
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<p>○ 成年後見人等の権利に制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</p>
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<p>○ 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</p>
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<p>○ 死後事務の範囲等</p>

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知		パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II	市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討			新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ
		診断書の在り方等の検討			
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等			
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備			
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）			相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進			取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討
		専門職団体等による自主的な取組の促進			
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえたと改善
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
 ※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

内閣府政策統括官（共生社会担当）

第4次障害者基本計画(案) 概要

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 **平成30(2018)年度からの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく
（※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- （※）障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・ 公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・ 聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・ 障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・ Eメール等での緊急通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・ 障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・ 障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・ 障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・ 相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

<p>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施 ○ 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援 ・ 発達障害者等へのピアサポートの推進 ○ 地域生活への移行の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入 ○ 障害のある子供への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な障害児への包括的支援 ○ 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発 ○ 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保
<p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後の精神障害者の支援 ○ 地域医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実 ○ 研究開発等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新技術を活用した自立支援機器の開発 ・ 難病治療法の研究開発
<p>7. 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ○ アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の窓口での配慮 ・ ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕、音声解説の付与等の配慮

<p>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・ 精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進 ○ 多様な就業機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク等の柔軟な働き方の推進 ・ 福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上） ・ 農業分野の就労支援
<p>9. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実 ○ 障害のある学生の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援 ○ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の各ライフステージにおける学びの支援
<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の芸術文化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校での質の高い文化芸術の体験 ○ 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ パラリンピック等のアスリートの育成強化
<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的協調の下での障害者施策の推進 ○ 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画(案) 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	86.1% (段差解消) (2015年度)	約100% (同左) (2020年度)
ノンステップバスの導入率(注2)	50.1% (2015年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,026台 (2015年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4% (NHK総合) 99.5% (民放キ-5局) (2016年度)	100%(注3) (NHK総合・民放キ-5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8% (一般市町村) (2017年4月)	70%以上 (同左) (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87% (都道府県・政令市) (2016年度)	100% (同左) (2022年度)
地域生活支援拠点(注4)を整備している市町村又は障害福祉圏域の数の割合	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能(相談、緊急時の受入等)を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6~15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	[2018年4月から新たな医療提供体制を整備]	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	47.4万人(50人以上) (2016年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (~2022年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9% (指導計画) 75.7% (教育支援計画) (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値 (直近値)	目標値
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個 (2016年度)	過去最高の金メダル数 (2020年度)

日本医療機能評価機構

● 産科医療補償制度の周知について

【制度の概要】

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に平成 21 年 1 月に創設された制度であり、(公財) 日本医療機能評価機構が運営している。

補償対象と認定されると、準備一時金と補償分割金をあわせ総額 3,000 万円の補償金が支払われるとともに、医学的観点から原因分析が行われ原因分析報告書が保護者と分娩機関へ送付される。

また、本制度の透明性を高めることと再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、原因分析報告書の「要約版」を公表している。さらに、原因分析された複数の事例をもとに再発防止策などを提言した「再発防止に関する報告書」を分娩機関や関係学会・団体、行政機関などに提供している。

直近の制度の運営状況を関連資料 1「産科医療補償制度ニュース第 5 号」に掲載しているので、ご確認いただきたい。

【補償申請期限】

補償申請期限は児の満 5 歳の誕生日までであり、平成 25 年 3 月以降に出生した児は、順次、補償申請期限を迎えることとなる。補償対象と考えられる脳性麻痺児が、満 5 歳の誕生日を過ぎたために補償申請ができなくなる事態が生じないように、補償申請に関する周知活動を継続的に行っている。

具体的には、市区町村の障害者手帳申請窓口のほか、産科医療関係者をはじめ小児科医、小児神経科医、リハビリテーション科医などの医療関係者、脳性麻痺児に関わる機会の多い福祉関係者、および脳性麻痺児が入通所する施設などに、補償対象となる範囲や補償申請期限等に関するチラシ・ポスターを配布している。

今後も本制度、特に補償申請期限について、市区町村の障害者手帳申請窓口等において、関連資料 2「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満 5 歳の誕生日までです」のチラシ・ポスターを活用するなどにより、引き続き周知いただくようお願いしたい。

また、多くの都道府県や市区町村のホームページに本制度の周知文書等を掲載いただいております、この場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、引き続きの協力をお願いしたい。

なお、チラシ・ポスター等が届いていない場合や追加で必要な場合は、産科医療補償制度専用コールセンターにご連絡いただきたい(随時無料にて送付)。

● 産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル 0120-330-637

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始除く）

● 産科医療補償制度ホームページ

産科医療

検索

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>
-187-